

- |    |   |  |
|----|---|--|
| 改正 | 平成5年3月31日条例第15号<br>〔第1次改正〕<br>平成11年3月15日条例第12号<br>〔第3次改正〕<br>平成17年10月18日条例第107号<br>〔第5次改正〕<br>平成24年3月30日条例第50号<br>〔第7次改正〕<br>平成28年3月31日条例第60号<br>〔第9次改正〕<br>令和2年3月31日条例第52号<br>〔第11次改正〕 | 平成9年4月3日条例第48号<br>〔第2次改正〕<br>平成16年3月31日条例第50号<br>〔第4次改正〕<br>平成20年3月31日条例第50号<br>〔第6次改正〕<br>平成26年3月28日条例第57号<br>〔第8次改正〕<br>平成31年3月15日条例第42号<br>〔第10次改正〕 |
|----|---|--|

北海道立道民の森条例をここに公布する。

北海道立道民の森条例

（設置）

第1条 道民に、森林とのふれあいのなかで、森林のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、自然と共に生きる心を培うため、北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 道民の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立道民の森	石狩郡当別町及び樺戸郡月形町

（事業）

第3条 道民の森は、次の事業を行う。

- （1） 道民の森の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- （2） 森林に関する学習の機会を提供し、及び自発的な森づくり活動に対する支援を行うこと。
- （3） その他設置の目的を達成するために必要な事業  
追加〔平成17年条例107号〕

（指定管理者による管理）

第4条 道民の森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例107号〕

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- （2） 第7条第1項の承認に関すること。
- （3） 施設等の維持管理に関すること。
- （4） その他知事が定める業務

追加〔平成17年条例107号〕

（利用日及び利用時間）

第6条 道民の森の利用日及び利用時間は、別表第1に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、道民の森の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

追加〔平成17年条例107号〕

(利用の承認)

第7条 次に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 管理棟学習室
- (2) キャンプ場（デイキャンプ場を除く。）
- (3) シャワー室
- (4) 工芸館工作室
- (5) 陶芸館工作室
- (6) バンガロー
- (7) 宿泊棟
- (8) 森林学習センター（研修室及び体育館に限る。）

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道民の森の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

一部改正〔平成5年条例15号・9年48号・11年12号・16年50号・17年107号・28年60号〕

(承認の基準)

第8条 指定管理者は、道民の森の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときには、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が道民の森の設置の目的に反するとき。
- (2) 道民の森の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他道民の森の管理運営上支障があると認められるとき。

追加〔平成17年条例107号〕

(変更の承認)

第9条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第7条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

追加〔平成17年条例107号〕

(承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第7条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

追加〔平成17年条例107号〕

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
- 5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

全部改正〔平成16年条例50号〕、一部改正〔平成17年条例107号〕

(指定管理者の指示等)

第12条 指定管理者は、道民の森の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

追加〔平成17年条例107号〕

(知事による管理)

第13条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、道民の森の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が道民の森の管理に係る業務を行う場合においては、第6条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第7条、第8条、第9条第1項及び第10条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

追加〔平成17年条例107号〕

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成5年条例15号・17年107号〕

附 則

この条例は、平成2年9月24日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第15号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日条例第48号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月15日条例第12号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第50号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月18日条例第107号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）の施設の利用に係る申込みでこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の道民の森の施設の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立道民の森条例第7条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附 則（平成20年3月31日条例第50号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第50号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第57号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第60号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第42号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第52号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

地区名	施設名		利用日	利用時間
神居尻地区	管理棟		5月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	キャンプ場	林間キャンプ場		午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）
		デイキャンプ場		午前9時30分から午後4時30分まで（林間キャンプ場利用者については、午後9時まで）
	シャワー室			午前9時30分から午後4時30分まで
	宿泊棟			午後2時から翌日の午前10時まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午前10時まで）
	森林学習センター	展示室		午前9時30分から午後4時30分まで
		研修室		午前9時30分から午後4時30分まで
		体育館		午前9時30分から午後8時30分まで
駐車場		午前9時30分から午後4時30分まで（登山者を除く。）		
青山ダム地区	駐車場		5月1日から9月30日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
一番川地区	キャンプ場	オートキャンプ場	5月1日から9月30日まで	午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）
		自然体験キャンプ場		午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）
	管理棟			午前9時30分から午後4時30分まで
駐車場		午前9時30分から午後4時30分まで		
月形地区	工芸館		5月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	陶芸館			午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）
	学習キャンプ場			
	バンガロー			

	駐車場		午前 9 時30分から午後 4 時30分 まで
牧場南地区	駐車場	6 月 1 日から10月 31日まで	午前 9 時30分から午後 4 時30分 まで
青山中央地 区	案内所	5 月 1 日から10月 31日まで	午前 9 時30分から午後 4 時30分 まで
	駐車場		

追加〔平成17年条例107号〕、一部改正〔平成28年条例60号〕

別表第 2 (第11条関係)

区分		利用料金の上限額		
管理棟学習室		1 時間につき	3,450円	
キャンプ 場	オートキャンプ場	テント 1 張り 1 泊につ き	6,430円	
	林間キャンプ場	テント 1 張り 1 泊につ き	2,790円	
	自然体験キャンプ場	テント 1 張り 1 泊につ き	2,790円	
	学習キャンプ場	テント 1 張り 1 泊につ き	2,790円	
シャワー室		1 回につき	1,380円	
工芸館工 作室	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1 人 1 日につき	960円	
	2 1 以外の者 (学齢に達しない者、小学校の 児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を 除く。)	1 人 1 日につき	1,790円	
陶芸館工 作室	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1 人 1 日につき	960円	
	2 1 以外の者 (学齢に達しない者、小学校の 児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を 除く。)	1 人 1 日につき	1,930円	
バンガロー (10人用)		1 棟 1 泊につき	14,650円	
バンガロー (4人用)		1 棟 1 泊につき	7,910円	
宿泊棟	1 小学校の児童、中学 校及び高等学校の生徒 並びにこれらに準ずる 者並びにその引率者が 学校教育又は社会教育 に係る学習で利用する 場合	小学校の児童、中学 校の生徒及びこれら に準ずる者並びにそ の引率者	1 人 1 泊につき 1,380円	
		高等学校の生徒及び これに準ずる者並び にその引率者	1 人 1 泊につき 2,390円	
	2 1 以外の場合	6 人部屋	1 室 1 泊につき	25,220円
		4 人部屋	1 室 1 泊につき	18,190円
研修室	全室		1 時間につき	6,430円
	A 室		1 時間につき	2,500円
	B 室		1 時間につき	4,820円
森林学習 センター 体育館	全部利用の場合		午前	15,080円
			午後	15,080円
			夜間	18,620円
	個人 利用 の場 合	1 高等学校の生徒 及びこれに準ずる 者	午前	720円
			午後	720円
			夜間	720円

	合	2	1以外の者（学 齢に達しない者、 小学校の児童、中 学校の生徒及びこ れらに準ずる者を 除く。）	午前	1,380円
				午後	1,380円
				夜間	1,380円

備考 午前とは午前9時30分から午後1時まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後4時30分から午後8時30分までとする。

追加〔平成5年条例15号〕、一部改正〔平成9年条例48号・11年12号・16年50号・17年107号・20年50号・24年50号・26年57号・28年60号・31年42号・令和2年52号〕

改正	平成5年4月30日規則第38号 平成7年10月17日規則第77号 平成9年4月3日規則第72号 平成11年2月19日規則第13号 平成12年3月31日規則第159号 平成17年10月28日規則第125号 平成19年3月16日規則第19号 平成28年3月31日規則第40号 令和3年3月31日規則第34号	平成6年3月31日規則第38号 平成8年3月31日規則第45号 平成10年3月24日規則第22号 平成11年3月15日規則第19号 平成16年3月31日規則第58号 平成18年9月29日規則第137号 平成24年3月30日規則第29号 平成28年3月31日規則第51号
----	---	---

北海道立道民の森管理規則をここに公布する。

北海道立道民の森管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用料金の額の承認）

第2条 北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号・令和3年34号〕

（利用料金の還付の基準）

第3条 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- （1） 利用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になった場合
- （2） 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号〕

（利用料金の減免の基準）

第4条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 次に掲げる者の利用（ア及びイに規定する者にあつては、工芸館工作室、陶芸館工作室及び森林学習センター（体育館の個人利用の場合に限る。）の利用に限る。）については、利用料金を免除することができることとする。

ア 小学校若しくは義務教育学校の前期課程の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 学校教育又は社会教育に係る学習で利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

- キ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- ク 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
- ケ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- コ その他知事がアからケまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号・18年137号・19年19号・24年29号・28年40号〕

(行為の許可)

第5条 道民の森において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 興業を行うこと。
- (3) 集会、競技会その他これらに類する催しを行うこと。

2 知事は、前項各号に定める行為が公衆の道民の森の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 知事は、第1項の許可に道民の森の管理上必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕

(行為の許可の申請等)

第6条 前条第1項の規定により、知事の許可を受けようとする者は、あらかじめ、別記第2号様式の許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 知事は、前条第1項の許可をしたときは、別記第3号様式の許可書を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号・令和3年34号〕

(遵守事項)

第7条 道民の森を利用する者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道民の森の施設等を汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 指定の場所以外の場所で火気を使用し、又はキャンプをしないこと。
- (4) 指定の場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕

(原状回復の義務)

第8条 条例第7条第1項の規定により道民の森の管理棟学習室、キャンプ場（デイキャンプ場を除く。）、シャワー室、工芸館工作室、陶芸館工作室、バンガロー、宿泊棟若しくは森林学習センター（研修室及び体育館に限る。）の利用の承認を受けた者又は第5条第1項の許可を受けた者は、その利用又は許可の期間が満了するまでに、利用した施設等を原状に回復しなければならない。条例第10条第1項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を制限され、若しくは停止されたとき、又は第5条第4項の規定により許可を取り消されたときも、同様とする。

2 前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用の承認を受けた者又は当該許可を受けた者から徴収する。

一部改正〔平成5年規則38号・16年58号・17年125号・28年51号〕

(知事による管理)

第9条 条例第13条第1項の規定により知事が道民の森の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第13条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第4条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年規則125号〕

附 則

この規則は、平成2年9月24日から施行する。

附 則（平成5年4月30日規則第38号）

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第38号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月17日規則第77号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月31日規則第45号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日規則第19号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成16年3月31日規則第58号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月28日規則第125号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第29号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第51号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

(第2条関係)

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号・令和3年34号〕

別記第2号様式

(第6条関係)

一部改正〔平成5年規則38号・12年159号・17年125号・令和3年34号〕

別記第3号様式

(第6条関係)

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕

# 第5期 道の事務・事業に関する実行計画

—令和3～12年度—

令和3年3月

北海道



## 第5期 道の事務・事業に関する実行計画

(令和3年 3月30日策定)

道では、2020（令和2）年3月に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」を目指すことを表明しました。

この実現に向け、道の事務・事業においても、率先して脱炭素化に取り組むこととします。

### 第1 基本的事項

#### 1 計画策定の目的、位置づけ

道では、事務・事業の実施に際し、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業者の取組を促すことを目的とし、「道の事務・事業に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を、第1期（2000（平成12）年度～）から、第4期（～2020（令和2）年度）まで策定し、取組を推進してきました。

「第5期実行計画」においては、2050年までのゼロカーボン北海道を達成するため、全庁をあげて、環境配慮及び脱炭素化の徹底を図ることとします。

なお、「第5期実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として、また、北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号。以下「条例」という。）第3条で規定する道の責務中、「事務及び事業に関し、率先して実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策」を具体的に示す計画として、位置づけるものです。

#### 2 計画の期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

#### 3 計画の基準年度

計画の基準年度を2013（平成25）年度とします。

#### 4 計画の対象範囲

知事部局、教育庁、警察本部、議会事務局、企業局、道立病院局及び各種委員会事務局と出先機関（海外出先機関を除く。）が行う全ての事務・事業（請負業者、委託業者が行う工事等を除く。）を対象とします。

なお、指定管理者制度導入施設も対象とし、指定管理者に対して、必要な温室効果ガスの排出抑制の取組を指示することとします。

#### 5 計画の対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に基づき、次のとおりとします。

- 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- メタン（CH<sub>4</sub>）
- 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- パーフルオロカーボン（PFC）
- 六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）
- 三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）

## 6 計画で用いる温室効果ガス排出量の単位等

- (1) 温室効果ガス排出量の単位は、t-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素換算）とします。
- (2) 温室効果ガス排出量の算出に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「施行令」という。）に定める排出係数を用います。
- (3) このうち電力排出係数については、経済産業省及び環境省が毎年度公表する電気事業者ごとの実排出係数を用います。

電力排出係数は毎年変動があることから、「第4期実行計画」以降、実態に即した温室効果ガス排出量を算出することとしています

注：電力排出係数：1kWh当たりの電力量を発電する際に排出される二酸化炭素排出量

## 第2 道の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの実態及び削減目標

### 1 実行計画の推進状況の概要

#### (1) 2019（令和元）年度実績

- ・ 第4期実行計画の基準年度（2014（平成26）年度）の温室効果ガス排出量297,100トン、2020（令和2）年度までに5.4%（1.6万トン）削減する目標に対し、2019（令和元）年度の排出量は252,523トンで15.0%削減しました。
- ・ ガス別では、二酸化炭素は294,814トンから250,359トンと15.1%削減、その他ガスは2,264トンから2,164トンと4.4%削減しました。
- ・ ガス別の構成比では、二酸化炭素が全体の99.1%と、道の事務事業から発生する温室効果ガスの大部分を占める傾向が続いています。

（表1、表2）

表1 2019(令和元)年度における温室効果ガスの排出状況 (単位:t-CO<sub>2</sub>)

区 分	第4期実行計画				2019年度実績			
	基準年度 (平成26年度) 排出量 A	排出目標 (削減目標)	削減目標		排出量 B	削減量 (B-A)	削減率 (%) (B-A) / A	
			削減量	削減率 (%)				
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	重油	71,674	69,974	1,700	2.4%	65,430	6,244	8.7%
	電気	175,486	162,286	13,200	7.5%	139,818	35,668	20.3%
	熱供給	3,479	3,379	100	2.9%	3,638	▲ 159	▲ 4.6%
	ガソリン	17,125	21,510	500	2.3%	14,907	2,218	13.0%
	軽油	4,885	0			3,796	1,089	22.3%
	小計	22,009	21,510			18,702		
	灯油	13,599	13,199	400	2.9%	13,424	175	1.3%
	その他の燃料(ガス等)	8,566	8,466	100	1.2%	9,347	▲ 781	▲ 9.1%
計①	294,814	278,814	16,000	5.4%	250,359	44,455	15.1%	
その他のガス	メタン(CH <sub>4</sub> )	1,020				1,040	▲ 20	▲ 2.0%
	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	1,157				1,025	132	11.4%
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	87				98	▲ 11	▲ 12.9%
	パーフルオロカーボン(PFC)	0				0	0	—
	六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	0				0	0	—
	三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	0				0	0	—
	計②	2,264				2,164	100	4.4%
合計(①+②)	297,078	278,814	16,000	5.4%	252,523	44,555	15.0%	

※端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

表2 ガス別の構成比等

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

区分	基準年度(2014年度)		2019年度		
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	削減率(%)
二酸化炭素	294,814	99.2%	250,359	99.1%	15.1%
その他ガス	2,264	0.8%	2,164	0.9%	4.4%
計	297,078	100.0%	252,523	100.0%	15.0%

※端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

## (2) 実行計画期間中の温室効果ガス排出量

- ・第1期から第4期までの実行計画の温室効果ガス排出量は、表3のとおりです。
- ・第4期実行計画では、2019(令和元)年度時点で基準年度比15.0%の削減となっており、引き続き、省エネ・省資源の取組及び再生可能エネルギー<sup>※2</sup>の導入など率先した環境配慮、環境負荷低減に努めます。(図1)

表3 実行計画期間中の温室効果ガス排出量

実行計画期間	基準年度	削減目標	排出実績	主な増減の要因
第1期 (平成12～16年度)	平成10年度	Δ5%	34.8万トン →38.5万トン 10.6%増	・パソコンの設置台数増加 ・施設の新築・増築 など
第2期 (平成17～22年度)	平成16年度	Δ16.5%	38.5万トン →28.2万トン 26.7%減	・省エネ型設備・機器の導入 ・ファシリティマネジメント <sup>※1</sup> による管理コスト削減 ・庁舎等の集約・転用等 ・札幌医科大学等の独立行政法人化 ・環境管理システム運用による環境配慮行動の定着 など
第3期 (平成23～27年度)	平成21年度	Δ11%	27.1万トン →24.1万トン 11.2%減	・省エネ型設備・機器の導入 ・ファシリティマネジメントによる管理コスト削減 ・ESCO <sup>※3</sup> 事業による省エネ化 ・職員の環境配慮行動の取組 など
第4期 (平成28～令和2年度)	平成26年度	Δ5.4%	29.7万トン →25.3万トン (2019年度実績) 15.0%減	・省エネ型設備・機器の導入 ・太陽光発電設備など再エネ設備の導入 ・ファシリティマネジメントによる管理コスト削減 ・ESCO事業による省エネ化 ・職員の環境配慮行動の取組 など

注:第1期及び第2期の排出実績は、第2期実行計画の排出係数を用いて算出しています。

第3期の排出実績は、第3期実行計画の排出係数を用いて算出しています。

第4期の排出実績は、各年度の排出係数を用いて算出しています。



図1 第4期実行計画期間中(H28～R2)の温室効果ガス排出量の推移

## 2 基準年度（2013（平成25）年度）における温室効果ガスの排出状況

- ・ 道の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの量は、ガス別では、二酸化炭素が約316,000トンで、全体の99.3%を占め、次いでメタンが約1,020トン、一酸化二窒素が約1,013トン、ハイドロフルオロカーボンが約83トン、六ふっ化硫黄が約23トンです。
- ・ また、二酸化炭素排出量の構成割合は図2のとおりです。

表4 道の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量（2013年度）

区 分			道の事務・事業に伴う排出量		
			基準年度 (2013年度) 排出量	構成比	
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	燃料等区分	重油	73,486	23.1%	
		電気	186,592	58.7%	
		熱供給	3,991	1.3%	
		ガソリン	17,789	5.6%	
			軽油	10,761	3.4%
			小計	28,550	9.0%
		灯油	14,546	4.6%	
		その他の燃料(ガス等)	8,800	2.8%	
計 ①		<b>315,966</b>	99.3%		
その他ガス	メタン(CH <sub>4</sub> )	1,021	0.3%		
	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	1,013	0.3%		
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	83	0.0%		
	パーフルオロカーボン(PFC)	0	0.0%		
	六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	23	0.0%		
	三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	0	0.0%		
	その他ガス計 ②	<b>2,140</b>	0.7%		
合計(①+②)			<b>318,106</b>	100.0%	

注1：表4の数値は、「2013年度の状況」の数値を、施行令の改正（平成27年4月1日施行）により変更された排出係数を用いており、また、電力の排出係数については、契約している電気事業者ごとの実排出係数を用いて再算出したものです。

注2：端数処理の関係上、内訳と合計数値が一致しない場合があります。

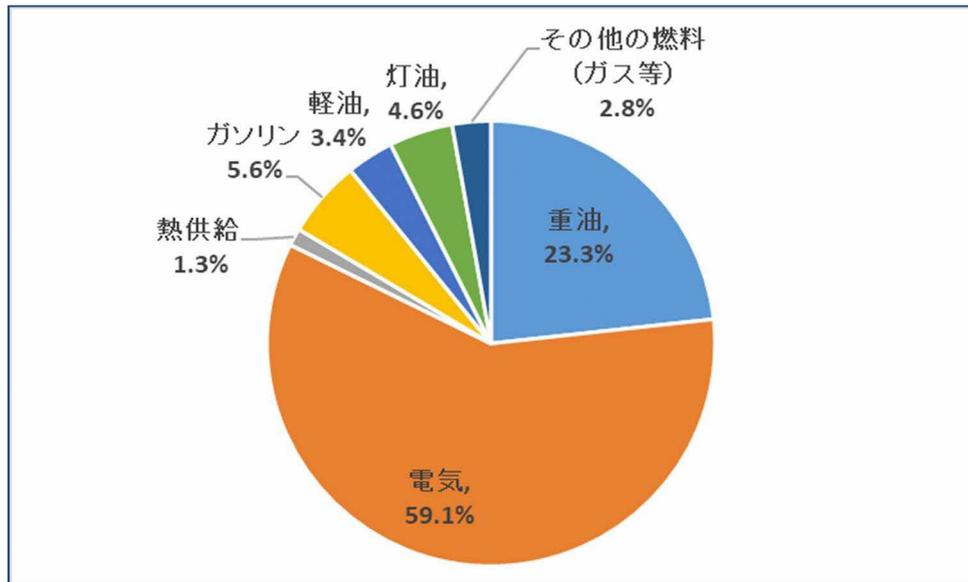


図2 二酸化炭素排出量の構成割合

道の事務・事業における温室効果ガスの主な排出要因は次のとおりです。（表5）

表5 温室効果ガスの主な排出要因

排出要因	排出する温室効果ガス
施設の電力使用	二酸化炭素
道道ロードヒーティングによる電力、ガス使用	二酸化炭素
ボイラー使用などによる重油、灯油、ガス使用	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素
自動車等機器類によるガソリン、軽油使用	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素

### 3 削減目標

2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度の排出量に比べ、159,000トン（50%）削減します。

2013（平成25）年度 温室効果ガス排出実績 A	削減目標 B	2030（令和12）年度 温室効果ガス排出量 C = A - B
318,100	159,000（50%）	159,100

〔内訳〕

燃料等区分	削減目標	主な取組内容
電気 その他の取組	130,600（41.1%）	再エネ設備の導入、再エネ電力の調達、照明設備や冷暖房機器の高効率化及び適正管理、省エネ行動の実践など
重油	14,400（4.5%）	設備の高効率化、冷暖房機器の適正管理など
ガソリン・軽油	11,500（3.6%）	次世代自動車 <sup>*4</sup> 導入、エコドライブ
灯油	2,500（0.8%）	省エネ・再エネ設備の導入、給湯、暖房の設定温度管理

[設定の考え方]

- ・ 削減目標については、これまでの削減率や省エネ行動等の取組状況を踏まえ、道における率先的な取組を促進するため、2013（平成 25）年度比「50.0%」の削減を目指すこととし、省エネ・再エネ設備、次世代自動車の積極的な導入や、再生可能エネルギー電力（以下、「再エネ電力」という。）の調達のほか、省エネ、省資源の取組を強化することにより達成を目指します。
  - ・ 公用車（乗用車）における次世代自動車の導入率を 100%とすることや、施設・設備の高効率化等を促進すること、その他、継続した省エネ、省資源等の取組により、9.8%を削減し、さらに道有施設の使用電力について、再エネ電力を調達するなどにより、40.2%※を削減し、合わせて 50.0%の削減目標を達成します。
- 〔※40.2%を削減するためには、2019（令和元）年度の庁舎における使用電力実績から 70%相当の温室効果ガス排出量の削減が必要。〕
- ・ この目標に限らず、施設が立地する市町村において、地方公共団体実行計画（区域施策編）による削減目標が定められている場合は、いずれか高い方の削減目標の達成を目指すこととします。

### 第3 目標達成に向けた具体的な取組

#### 1 電力使用等による排出量の削減の取組

温室効果ガス排出量のうち排出量が最も多い二酸化炭素の削減に重点的に取り組むこととし、なかでも、電気使用による排出量が約 59%を占めていることなどを踏まえ、電力排出係数や再生可能エネルギーの導入率等を考慮した電力調達を行うなど、対策に取り組むこととします。

#### 2 道有施設及び公用車の取組

庁舎の維持管理や施設・設備の新築・改修及び運用改善に当たっては、庁舎や組織の目的・機能の円滑な遂行を基本としながら、費用対効果を踏まえ、長期的な環境負荷低減の視点に立って取り組むこととし、施設や設備、公用車について、環境に配慮したものに転換を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的導入に努めるよう、関係部局が連携を図りながら推進します。

##### (1) 新築・改修時等の省エネ対策・再エネ導入

- ① 高断熱・高气密化や、空調、換気、照明設備などの高効率化などによるエネルギー消費量の削減
- ② 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入及び道有施設の脱炭素化の検討

##### (2) 施設・設備等の運用改善等

- ① エレベーターの運行の最適化
- ② 道道のロードヒーティングの適切な管理
- ③ 庁舎内における冷暖房の設定温度の適切な管理（冷暖房温度・時間の最適化）
- ④ ファシリティマネジメントによる道有施設等の適切な管理の推進（インハウスマスコ※<sup>5</sup>の実施など）
- ⑥ ガス給湯器等の効率的な使用（給湯温度の適正管理、給湯・手洗い時等の節水）
- ⑦ ブラインドの活用による窓からの太陽光や冷気の遮断及び暖気の放出防止

##### (3) 公用車からの排出量削減

- ① 次世代自動車の積極的導入  
公用車の更改や新規購入に当たっては、道のグリーン購入基本方針に基づき、電気自動車や水素燃料自動車などの次世代自動車の導入を推進
- ② 公用車の適正な使用（整備点検の励行、適切な運行管理など）
- ③ エコドライブの実践（適正空気圧、急発進・空ぶかしの抑制、駐停車時のアイドリ

ングストップ、安定走行、定速走行など）及び駐車場におけるアイドリングストップを行う旨を表示した看板の設置等による周知

- ④ 公用車利用の効率化（公共交通機関の積極的な利用や自転車の活用の推進など）
- ⑤ 公用車台数の最適化

#### **(4) その他**

- ① 林地未利用材等のエネルギー利用など森林資源の利用
- ② 施設の木造化・内装木質化
- ③ 敷地内の緑化の推進

### **3 職場・職員の率先行動**

- ・ 日常業務の中で、職場全体として、また、職員一人ひとりの実践が求められる省エネ、省資源の取組については、全ての職場、全職員での確実な率先実行の徹底を図ります。

- ① 照明時間の短縮（昼休みの消灯、会議室・給湯室・トイレ等は使用時のみ点灯、定時退庁日の徹底など）
- ② 必要な箇所のみ点灯（蛍光灯管数等の減灯、日中窓際の消灯、時間外勤務時は必要な箇所以外は消灯）
- ③ パソコンの省電力機能の活用（昼休みや長時間席を離れる際などは業務に支障のない範囲で電源オフ又はスリープモードに設定）
- ④ コピー機等OA機器の省電力機能の活用
- ⑤ エレベーターの利用の自粛（3階程度の昇降は階段を利用）
- ⑥ 冷蔵庫等家電製品の必要な場所以外での原則使用中止
- ⑦ テレワーク、Web会議システム等の効果的な活用
- ⑧ 執務室における年間を通した働きやすい服装（ナチュラルビズスタイル）による執務の励行

### **4 省資源に向けた取組**

#### **(1) 紙使用量の削減**

- ① 両面コピーの徹底
- ② 資料の簡素化・共有化
- ③ 電子メールの利用によるペーパーレス化
- ④ ミスコピーの防止
- ⑤ 紙の裏面活用、使用済みファイルや封筒などの再使用
- ⑥ 総合文書管理システムによる電子決裁、電子施行の利用促進 など

#### **(2) 節水**

- ① トイレ、給湯室など水使用量の削減（節水コマの取り付けによる流水量の調節、手洗い時等における必要以上の水の出しっぱなしの禁止など）
- ② 公用車などの洗車方法の改善（回数、方法など）
- ③ 節水型機器の導入 など

#### **(3) プラスチック製品の使用の削減**

- ① 庁内や周辺のコンビエンスストア等でのレジ袋の受け取りの辞退、マイバックの持参
- ② 道主催の会議における、ペットボトルやプラスチックカップ・ストローなど、ワンウェイのプラスチック製品の使用の自粛
- ③ 職場や日常における、ペットボトルを使用せず、マイボトルを持参するなど、不必要なワンウェイのプラスチック製品の使用の自粛

### **5 ごみ（廃棄物）の3R及び適正処理の取組**

- ① 廃棄物の発生抑制につながる物品や再生品の購入
- ② 物品の長期使用、共有物品の一括管理

- ③ 庁内不用品を庁内で再利用するため「庁内遊休物品登録制度」や電子掲示板の有効活用
- ④ 使用後に、回収及び再使用、再生利用システムのある物品の購入
- ⑤ 特定家庭用機器再商品化法など個別リサイクル法に基づく処理、古紙の分別などによるリサイクル率の向上
- ⑥ 分別排出の徹底（分別回収ボックスの設置など）

## 6 フロン類の適正管理の取組

- ① フロン排出抑制法に基づく対象機器の簡易点検及び定期点検等の実施
- ② 関係法令に基づくフロン類使用機器の適切な廃棄

## 7 環境配慮契約等の取組

- ① 環境配慮契約法の趣旨を踏まえ策定した「道における環境配慮契約の対応方針」に基づく取組の推進及び拡大
- ② グリーン購入の推進（「北海道グリーン購入基本方針」に基づき毎年度定める環境物品調達方針により、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用） など
- ③ 公共土木工事等における北海道認定リサイクル製品や道産間伐材等の利用推進
- ④ 道産木材製品の購入による地材地消の取組の推進

## 8 環境に配慮したイベントの推進

- ① 「北海道エコイベント指針<sup>\*6</sup>」に基づいた環境配慮
- ② グリーン電力証書の活用などイベントにおけるカーボン・オフセット<sup>\*8</sup>の実施

## 9 研修・普及啓発の取組

- ① 電子掲示板等を活用し、温室効果ガスの排出抑制に向けた職場や職員一人ひとりの取組について随時、周知・徹底
- ② 職員への地球温暖化防止に関する研修の実施や情報の提供
- ③ 来庁者や道の施設の利用者への地球温暖化防止に関する取組の普及啓発
- ④ 売店・食堂・清掃委託など庁内に常駐する業者や委託業務の受託者、指定管理者等への、温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組の要請 など

## 第4 推進体制、点検方法、計画の見直し及び公表

第5期実行計画の推進に当たり、PDCAサイクル（計画(P l a n)－実施(D o)－点検(C h e c k)－見直し(A c t i o n)）によって、道の事務・事業による環境への影響を継続的に改善します。

### 1 推進体制

- (1) 環境生活部環境局気候変動対策課に実行計画の推進責任者(気候変動対策課課長)及び推進事務局を置き、実行計画の進行管理を行います。
- (2) 推進事務局は、各所属において職場実態に応じた取組など職員一人ひとりが環境配慮意識をもって実行計画に取り組むよう啓発に努めます。
- (3) 実行計画の目標達成に向けた具体的取組の推進に当たっては、北海道気候変動対策推進本部プロジェクトチームにおける検討など、全庁で環境配慮行動の率先実行を図ります。

### 2 点検方法

推進責任者は、毎年度、各部局ごとの取組状況及び温室効果ガス排出量を取りまとめ、北海道気候変動対策推進本部へ報告し、点検します。

### **3 計画の見直し**

計画策定後5年程度経過した時点を目処に、計画内容の見直しを行うこととします。  
また、幹事会の点検を受けて、温室効果ガス排出量の動向や削減に向けた取組状況のほか、道の事務・事業に関わる状況の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

### **4 公表**

道の全ての機関における温室効果ガス排出量及び取組状況などを、毎年度、環境白書や道のホームページ等により公表します。

## [用語解説]

### ※1 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、太陽熱、雪氷など、自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源。

### ※2 ファシリティマネジメント

土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図るため、総合的・長期的視点から企画・管理・活用する経営管理活動。

### ※3 E S C O (エスコ)

Energy Service Company の略で、省エネルギーを民間の企業活動として行い、事業者が顧客に省エネルギーサービスを包括的に提供するビジネス。

具体的には、E S C O事業者が顧客に対して省エネルギー方策の提案及び施設改修を行い、顧客は後年度の経費削減額の一定割合をE S C Oサービス料として当該E S C O事業者を支払う。

### ※4 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等。

### ※5 インハウスエスコ

組織内の技術部門が自らエスコ事業的な取組を行うもので、道有建築物等の電気・機械設備等に係る改修や運用方法の改善等により、エネルギー消費量及び光熱費を削減し環境負荷の低減と運営コストの削減を図ることを目的とする。

### ※6 北海道エコイベント指針

環境に配慮した地域づくりに向けて、イベントの開催に伴う環境負荷の低減を図るとともに、エコイベントの開催を通じて北海道環境宣言で示した環境行動を促進していくため策定した指針。

### ※7 カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせること。